

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
全体	48人	45.5歳	293,400円	331,300円	-	-	-
清掃職員	30人	40.6歳	292,100円	324,900円	廃棄物処理業	43.3歳	299,800円
調理員	11人	44.2歳	276,900円	284,800円	調理士	44.5歳	250,300円
用務員	4人	53.7歳	325,700円	326,200円	用務員	53.9歳	227,200円
その他	3人	48.6歳	323,600円	392,400円	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(H16～H18の3ヶ年平均) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

(単位:人)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	0	0	0	3	2	9	8	10	4	3	9	0
清掃職員	0	0	0	3	2	6	6	8	3	0	2	0
調理員	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	6	0
用務員	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)の5級制を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給。このうち、特殊勤務手当の内容は以下のとおりです。

手当名称	支給要件	支給単位
清掃業務手当	清掃業務に従事したとき	月額10,000円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える職員については2号給)を標準として昇給する。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

本市の技能労務職員給与が民間の事業者と比較して高い水準となっていることから、給与体系の状況等を国・県及び周辺市町村の動向を注視しながら見直しを検討するとともに、退職不補充を原則としながら現状分析と課題の抽出を行い、適正化に向けた取組を推進します。

3 具体的な取組内容

合併時の手当等の見直し後は一般職と同様に運用をしてきているが、今後は人事評価制度の導入とともに一般職も含めた給与制度の見直しを検討します。特に、技能労務職については給料表及び特殊勤務手当の見直しについて検討段階をむかえており、職種任用替試験の導入等を含めて新たな給与体系を検討します。

4 その他

退職不補充を原則としているため、今後は技能労務職員の職員数が減少することになり民間委託等の積極的な推進が必要となってきます。業務改善はもとより、施設等の管理運営状況を精査しながら随時民間活力の導入を検討します。